

◆船員の最低賃金 国土交通大臣へ答申

- ①全国内航鋼船最低賃金は700円アップ
- ②海上旅客運送業最低賃金は550円アップ

国土交通大臣から「船員に関する特定最低賃金改正について」の諮問を受け、交通政策審議会海事分科会船員部会は、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会と海上旅客運送業最低賃金専門部会とで論議を重ね、10月20日に全国内航鋼船最低賃金が700円アップ（職員A＝250，750円、部員A＝192，150円）し、10月21日に海上旅客運送業最低賃金は550円アップ（職員＝247，350円、事務部員＝193，250円、部員＝185，900円）となり、国土交通大臣へ答申された

全国内航鋼船運航業 最低賃金専門部会

内航鋼船最低賃金専門部会は、9月28日に第1回、10月18日に第2回が開催された。

労働側委員の平岡英彦国内局長が「全国内航鋼船運航業最低賃金は、内航海運業界で働く船員の最低水準であり、業界における一つの基準である。内航船員は国民の生活・経済活動に必要な物資輸送を担っている。最低賃金の改善は国が定める賃金水準であり、運賃・用船料にも反映されることなどを踏まえれば、内航最低賃金の引き上げは必要不可欠である」と主張したが、労使間での合意には至らず、最終的には公益裁定が行われ各職700円アップで合意し、22日の交通政策審議会海事分科会船員部会において承認され、国土交通大臣へ答申された。内容は、

職員A＝250，750円 職員B＝234，300円
部員A＝192，150円 部員B＝182，850円

海上旅客運送業 最低賃金専門部会

海上旅客運送業最低賃金専門部会は、9月21日に第1回、10月20日に第2回が開催された。

労働側委員の平岡国内局長は「この海上旅客最低賃金は、旅客船業界における最低水準。フェリー・旅客船で働く船員は、地域公共交通や必要物資輸送にとって必要不可欠な存在であり、陸上における最低賃金引き上げ状況を勘案すれば、海上における最低賃金の引き上げは、労働力確保の観点からも必要不可欠である」と主張したが、労使間での合意には至らず、公益裁定が行われ各職550円アップで合意し、22日の交通政策審議会海事分科会船員部会において承認、国土交通大臣へ答申された。内容は、

職員＝247，350円
事務部員＝193，250円
部員＝185，900円